

重大事故等発生時の対応

- 本業務により生じた事故等については、発生後速やかに市へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。利用者の安全が守られない事故が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。
- 事故発生直後の対応として、関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、事故等の状況の記録（可能な限り時系列での詳細な記録）が必要である。なお、事故等について原因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。

①報告の対象となる事案

重大事案	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡事故 • 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ➡速やかに市を通じて府・国へ報告が必要 	別添3 「産後ケア事業事故等発生時報告様式」
その他報告を要する事案	• 上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合	任意の様式
	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の身体、精神症状が悪化した場合 • 利用者に医療受診の必要性がある場合 • その他、利用に伴うトラブル等 	口頭で報告の上、日々使用している産後ケア実施報告書に記入

※ 判断に迷う場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

※ 閉庁時に発生した案件について、緊急を要しない場合は、翌開庁時に速やかに報告を行うこと。

② 連絡先

開庁時間内 (平日 8:30~17:15) ※年末年始を除く	宇治市保健推進課 産後ケア担当：0774-20-8728 メール：hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp
閉庁時	0774-22-3142 1) 「市の産後ケア事業で事故が発生したため、保健推進課と連絡を取りたい。」と伝える。 2) 市職員が折り返し連絡先まで連絡する。

③ 報告書の提出

重大事故等発生時は次頁「産後ケア事業事故等発生時報告様式」【別添3】を使用し、市へメールにて提出すること。市は、事故等発生の原因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。

事業者→	宇治市→	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室 (母子保健係) → メール : kodomo@pref.kyoto.lg.jp	国
------	------	--	---

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

【別添2】

▶ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

- 死亡事故 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・* は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名			施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地			代表責任者			
	産後ケア事業管理者			利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに/)	短期入所(ショートステイ)型	通所(デイサービス)型	居宅訪問(アウトリーチ)型			
	* 直近の指導監査	年 月 日	緊急対応マニュアル等の有無				
	利用者居住市町村名			他受託市町村名			
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別	多胎児の場合は✓	
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態		
事故発生時の状況等	事故発生日時	年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)		
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)					
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名		
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他 () 名	
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可						
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】			(負傷の場合)受傷部位		
		【病状】 (症状の程度)					
【既往症】				事故の転帰			
特記事項							
市町村の対応等※	事故把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の事業継続状況			(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策						
都道府県の対応等	都道府県としての対応						

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を經由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- ・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- ・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

※ 令和7年3月21日付子ども家庭庁成育局母子保健課発出「産後ケア事業事故等発生時報告様式」【別添3】